

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 東京都都税条例の規定による納期限等の期日指定
……(主税局税制部税制課)……一
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……
……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……(環境局環境改善部化学物質対策課)……一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……(同)……一
- 生活保護法による介護機関の指定……
……(福祉保健局生活福祉部保護課)……三
- 地籍図及び地籍簿の作成……
……(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……五
- 開発行為に関する工事完了……
……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……五
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二一
件)……(産業労働局商工部地域産業振興課)……五

告示

●東京都告示第千五百六十二号

東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)

第十七条の二第二項の規定により、平成三十年東京都告示第千六百十五号(東京都都税条例の規定による納期限等の延長)において別に告示で定めることとされている期日のうち、岡山県倉敷市真備町に住所又は居所の所在地(納税者が法人等である場合は、法人税に係る納税地(本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合)においては、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。)がある納税者に係るものについては、その納期限等が平成三十年七月五日から同年十二月二十四日までの間に到来するものについて、同月二十五日とする。ただし、個人の事業税、固定資産税及び都市計画税に係るものについては、その納期限等が平成三十年七月五日から同年十二月二十六日までの間に到来するものについて、同月二十七日とする。

平成三十年十一月十五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都告示第千五百六十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十一月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の面積(単位平方メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成三十年十月二十六日	小金井市貫井南町五丁目百三十二番二、同番二十四及び同番二十六の各一部	面積 三二・七五

●東京都告示第千五百六十四号

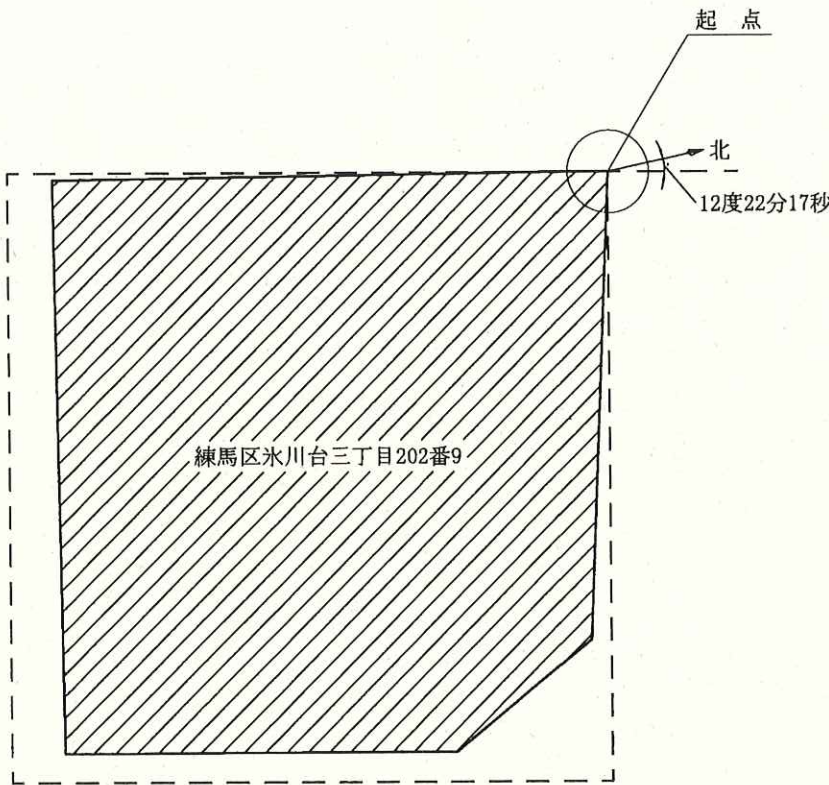
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十一月十五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(練馬区氷川台三丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



【凡例】

- : 単位区画
- : 敷地境界及び筆境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、練馬区氷川台三丁目202番9の最北端とする。

【格子の回転角度(12度22分17秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千五百六十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条
 第二項の規定により、平成三十年東京都告示第三百九十七号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十一月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(中野区中野三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去